

通所介護

デイサービスセンターしらゆりの里九之坪 運営規程（愛知県）

（事業の目的）

第1条 医療法人羊蹄会が開設するデイサービスセンターしらゆりの里九之坪（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービスセンターしらゆりの里九之坪
- ② 所在地 北名古屋市九之坪寺領 21 番地1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

生活相談員 1名以上

生活相談員は利用者の心身の状況及び置かれている環境を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者及び利用者の家族等に生活全般にわたる相談をする。

看護職員 1名以上

介護職員 8名以上

看護職員及び介護職員は、指定通所介護の提供に当たる。

機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

従業者は、指定通所介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後6時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

（指定通所介護の利用定員）

第6条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1単位 42名

（指定通所介護の内容及び利用料等）

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。なお、当事業所が所在する北名古屋市は地域

区分6級地であり、1単位を10.27円として利用料を算定する。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴・介助浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ 口腔機能改善管理指導
- ⑦ 個別機能訓練

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

- ① 通常の実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 670円
- ② 通常の実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 実費にて

3 食費は、696円を徴収する。

4 おむつ代は、実費を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、北名古屋市、清須市、岩倉市、豊山町、名古屋市北区の一部(大我麻町、会所町、喜惣治、楠町、南味鋤、苗田町、西味鋤、如意、若鶴町)、西区の一部(赤城町、あし原町、市場木町、浮野町、円明町、歌里町、大野木町、上小田井、上橋町、貴生町、木前町、清里町、城町、砂原町、玉池町、十方町、長先町、中沼町、西原町、野南町、花原町、比良、平出町、平中町、二方町、枇杷島、宝池町、南川町、山田町、中小田井)の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(虐待の防止のための処置に関する事項)

第11条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の通り措置を講ずるものとする。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
3. 事業所において介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年に1回以上)実施すること。
4. 前3. に掲げる処置を適切に実施するための担当者を置くこと

(非常災害対策)

第12条

1. 医療法人羊蹄会 防火管理者による防災計画に基づき非常時の防災と災害対策にあたる。

(その他運営に関する重要事項)

第13条

1. 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次の通りに設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後1ヵ月

(2)継続研修 年1回以上

1. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
3. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人羊蹄会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月18日から施行する。

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

この規程は、令和7年3月1日から施行する。